

三重県立鈴鹿青少年センター食堂運営業務委託仕様書

1, 業務委託名

三重県立鈴鹿青少年センター食堂運営業務

2, 業務委託の目的

公益財団法人三重県体育協会（以下「本協会」という。）では、指定管理者として運営を行う三重県立鈴鹿青少年センター「以下（センター）という。」で行う食事提供に伴う食堂運営について、施設利用者の特性を踏まえ、安定した経営と良質なサービスの提供を可能とするため業務を委託します。

3, 業務委託期間

2018年4月1日から2023年3月31日まで

ただし、上記期間は本協会がセンターの指定管理者として指定を受けた期間であり、指定管理者としての指定が解除された場合は、指定終了をもって本業務も終了するものとします。

4, 経費負担

(1) 委託料

本協会及びセンターからの委託料は発生しません。

(2) 光熱水費

受託者の負担とし、センターからの請求に基づきお支払いいただきます。

(3) 電話

レストラン内に設置されている電話は内線電話です。外線電話が必要な場合は、受託者の負担で設置し経費も受託者の負担となります。

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

運営に係る人件費等の経費は受託者の負担とします。ただし、一般廃棄物については、食堂運営以外でも発生する廃棄物を一括処理するため契約締結後別途協議を行います。

5, 事業実施場所

三重県立鈴鹿青少年センター内レストラン（現行名称：レストラン樺「けやき」）

ホール：約 250 m²（約 175 席）〔資料 1：ホールレイアウト図〕

厨房：約 110 m²〔資料 2：厨房平面図面〕

ラウンジ：170 m²（約 70 席）〔資料 3：ラウンジレイアウト図〕

※ラウンジについては、食事提供専用ではなく一般利用も行います。

6, 業務委託内容

(1) 運営方法

運営方法は受託者の直営方式とし、受託者がフランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せる、又は、受託者のフランチャイズ加盟者等が運営を行うことはできません。

(2) 基本コンセプト、運営形態

| | |
|-----------|--|
| 基本コンセプト | <p>センターは、「主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る」ことを目的とした社会教育施設として設置されました。また、指定管理者には県有施設の効果的な運営と効率化が求められています。</p> <p>宿泊施設における飲食部門は顧客獲得には重要な部門と考え施設管理と一体的な運営が必要ですので、この基本コンセプトを踏まえて提案を行ってください。</p> |
| メニュー及び料金 | <p>現行のメニュー構成と価格帯を参考に連続した提案してください。</p> <p>メニュー構成は3泊4日の宿泊を想定したメニューを作成してください。</p> <p>ただし、現行からの大幅な価格改定がある場合はその理由も提案書に記載してください。</p> <p>なお、価格改定が伴う場合は利用者への告知期間の関係から食堂運営業務委託企画提案参加仕様書の6「契約に関する留意事項」に基づき改定時期等の協議を行います。</p> |
| <p>現行</p> | <p>朝食</p> <p>スタンダードコース：420円・ボリュームコース：520円</p> <p>デラックスコース：670円</p> <p>昼食</p> <p>スタンダードコース：600円・ボリュームコース：720円</p> <p>デラックスコース：930円</p> <p>夕食</p> <p>スタンダードコース：720円・ボリュームコース：930円</p> <p>デラックスコース：1,230円</p> <p>その他メニュー及び各コース内のメニュー構成は資料4のメニュー表をご参考ください。</p> <p>なお、価格は全て税込み額となっています。</p> <p>また、上記及び資料4以外に青少年センター職員（委託事業所を含む）に対して昼食及び夕食の提供を行っています。（料金は昼食300円・夕食500円）</p> <p>なお、センターが行う主催事業で食事を行う場合は、550円に対応を行っています。</p> <p>実績については、資料5「レストラン実績」</p> |

| | | |
|--------|----|---|
| 提供形態 | | <p>現行の提供形態を参考にしながら、基本コンセプトを考慮して提供形態を提案してください。</p> |
| | 現行 | <p>原則セルフサービス形式ですが、団体からの要請に応じで配膳も行っています。</p> <p>注文者からの要請で弁当形式も可能で、昼食については鈴鹿市内であれば弁当配達も行っています。</p> <p>また、注文者からの要請でお茶の補給や氷の提供はサービスとして行っています。</p> |
| 料金徴収方法 | | <p>利用団体の利便性を考慮した料金徴収方法を提案してください。</p> <p>なお、一部の団体（特に学校等の集団宿泊利用）の收受徴収方法については、食堂運營業務委託企画提案参加仕様書の6「契約に関する留意事項」に基づき協議を行います。</p> |
| | 現行 | <p>センター利用団体は現金払い又は指定口座への振り込み。職員分は現金払い又は月末締め現金払い</p> |
| 清掃 | | <p>現行と同水準以上の清掃内容及び清掃方法を提案してください。</p> |
| | 現行 | <p>ホール・ラウンジ・厨房は受託者が清掃を行います。なお、特別清掃として年3～4回ホールとラウンジはワックス掛けを行っています。</p> |
| 廃棄物処理 | | <p>廃棄物処理については本契約とは別に手配を行います。排出までの方法を提案してください。</p> |
| | 現行 | <p>現事業所と別途委託契約を締結し、廃棄物処理（一般廃棄物）を行っています。なお、廃棄物処理は食堂排出分以外に施設利用に伴う廃棄物も一括して処理することとしています。</p> |
| その他販売 | | <p>利用者の利便性や満足度の向上につながる提案を行ってください。ただし、飲食系自販機の設置については発注者が行います。</p> |
| | 現行 | <p>センターの宿泊室及び浴場にはアメニティ類がなく、原則利用者が持参することになっていますが、忘れた場合に備えてアメニティ類（歯ブラシ・石鹸・シャンプー、タオル等）の販売を行っています。</p> |
| その他要件 | | <p>○食事提供に伴う食材は、地産地消の観点から可能な限り三重県産食材を使用してください。</p> <p>○センターが行う研修会や訓練には可能な限り参加してください。</p> <p>○災害等発生時には、避難者等への食事提供などに協力してください。</p> |

(3) 営業日及び営業時間（就業時間）

| | |
|------|---|
| 営業日 | センターの営業日とします。 〔センターの休業日は9月から3月の間は原則第1月曜日と年末年始（12/29～1/3）〕 |
| 営業時間 | 下記の時間を超える提案を行ってください。なお、提案時間が食事時間となるため、食事提供に必要な準備等の時間を含めた時間が就業時間となります。 なお、下記の時間より短い営業時間の提案は利用者の利便性を損なうことから提案はできません。 朝食 6:15～8:30 昼食 11:30～13:30 夕食 17:00～20:30 |
| 現行 | 朝食 6:30～8:30 昼食 11:30～13:30 夕食 17:00～19:30 原則上記の時間ですが、利用団体のスケジュールに応じて微調整を行っています。 なお、食事を行う団体がいない場合でも利用に関する打ち合わせなどがある場合は対応を行っています。 概ね 10:00～14:00（打ち合わせがある場合は 18:00 頃まで）の間は職員が待機しています。 |

(4) 備品等

| | |
|-------|---|
| 備品 | 備品一覧表の所有区分に記載の「県無償貸与物品」及び「センター物品」は無償で利用可能ですが、現事業所物品は利用することができません。 受託に際して追加備品が必要な場合は受託者が準備等を行ってください。 なお、備品一覧表の調理器具について、「県無償貸与物品」及び「センター物品」は原則として発注者が修繕等を行います。受託者が独自で設置した物品に関する費用は受託者の負担とします。 |
| 参考 | 資料6：備品一覧表のとおり |
| 調理用品等 | 調理用品、什器等については、原則として受託者が準備してください。 |

(5) 施設改装等

施設の改装が必要な場合は、事前に発注者と協議のうえ受託者の負担で実施し、日程等は青少年センターと調整を行ってください。（工事一式）

改装時期については、現受託者、新受託者、発注者と協議し決定します。なお、業務委託期間

が終了時には発注者が現状維持を認めた場合を除き、受託者の費用において原状復帰を行っていただきます。

(6) その他

- ① 発注者の要請に応じて売り上げ等の報告ができる資料を随時準備してください。
- ② 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- ③ 業務実施時には、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）を主とする食堂運營業務に関する全ての法令等を遵守してください。
- ④ 受託者は、食品衛生法第 52 条の規定による営業許可を受けるものとし、これに要する費用は受託者の負担とします。
- ⑤ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを禁止します。なお、このことは、業務委託終了後も同様とします。
- ⑥ 受託者が本業務の履行にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負います。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報することともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ウ センター事務所へ報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことによつて業務内容が適正に行うことができなくなった場合は、本協会と協議を行うこと。
- ⑦ 受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 項の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、必要に応じて本協会は契約を解除できるものとします。
- ⑧ 施設及び厨房器具の老朽化により期間内に改修工事等が行われる場合には、受託者と協議のうえ一時休業等の対応を行う場合があります。
- ⑨ 本仕様書は、2018 年 2 月現在の法令等に基づき作成した施設概要及び関係法令に基づくため、委託期間内に施設内容及び法改正等により業務内容に変更が生じた場合は委託者と協議を行うものとします。
- ⑩ 2019 年 10 月に予定されている消費税改定については、消費税改定が決定後受託者と協議を行います。

7. 添付資料

- 資料 1：ホールレイアウト図
- 資料 2：厨房平面図
- 資料 3：ラウンジレイアウト図
- 資料 4：メニュー表
- 資料 5：レストラン実績
- 資料 6：備品一覧表